

公明進掌で明るい政治

政治が明るい進歩で選挙選明公の標題もまた著しいものがある。今や國の前途は多事多難、國民として克く試鍊に堪えて國家建設の実を挙げねばならない時であるこれがたまには先に現して、正しい人選挙を実現して、正しい人を國の要路につかしめることがこの根本を忽がせにして、何を論じある。として、有識の同志が「公明選挙連盟」を結成して広く天下同憂の士に呼びかけ、一大政治運動を起したのは本

公明選挙とは

二、公明選挙推進の方途

政治明るい選挙進歩公明

民主主義の精神は、選挙権による選挙制度をとる。これは、國民が政治に關心を持つこと、國民が政治に影響を与えることである。

は、そこ
度を必
要とする。従つて、そ
民の間で
が行き
て、そ
る。「
だ」と
神に、こ
徹し各
もつな
などに、
な一票
たよう
い筈でさ
られな

【写真は市長】の本質を要として、前掲の公明翼に民主主義の健全化をめざす政治は、いかに民主主義が政治自らを賣り立つて、いつまでも立派なことではないかといふわけである。

本行承う本
ら箇布③重報び①に認な結

婦人成大会公明選、それ移すこ立看板車巡点一(公市内主ボスター電光所)(5)ボス

では、
それ直
とにな
る。ま
た、
（市役
所）
要箇所
葉權一
王市二回
標語
ニュー
生徒、
一及び
る。

、とし、そし、運動で、中治的利用さ、職域また、さす、政府、選挙を、してゆ、あるが、月十日、明選挙と題す、われの、つてみ、防止に、程度)、(2)広所前及、うちに、計画を、つた。

選舉権 募集 映画 告幕 発行 ナト なお 単位団 日から 他自目 十名づ 動し街 となつ

など
推進会議
並びに
幕合
掲示(7)
⑧学区
コ映画
この外
員を動員
月末まで
通りへ
つで毎
頭宣伝
た。
ある。
個々の
に対し
生を未だ
とがよ
ある。
とは避
。それ
を公約
や近隣
明選挙
くとか
で選挙
政治実現
らが積み
とを熱
させるこ
さるべ
又、見
視の役割

計画その展放送及び報市特集の発行などのごとの運営を婦人会で駅前会場で開催する。進出、毎日二時間開催を行ふ。運動までけるべくよりも安全に防ぐ。肝要の心に共鳴させることが第一である。そのための明郎化現の鍵を握る。それが最も重要な割を果す。さうして予め決めてある。

公明選挙運動推進委員会結成さる



【写 真 は 市 長 挨 捶】

婦人会の街頭進出など

公明選舉推進計劃

れるところに、眞の民意を盛つた政治が行われる。然し、民主主義の制度は一日にして作り得るが民主主義の精神は容易に養い得るものではない。選挙の重要性が増大すると同時に

年七月のことであつた。
次いで、本年九月、朝日

毎日 読賣の三才新聞
公明選舉の國民運動を強
力に展開する旨を提唱し
又、日本青年団協議会、
全國地域婦人団体連絡協
議会などが中心となつて

本市においても、かねてから婦人会、青年団を中心として公明選挙の推進に着々準備が進められて来たが、去る九月六日の小田原市公明選挙運動推進委員会準備会を経て、九月十一日午後一時半から中央公民館で、小田原市公明選挙運動推進委員会の結成大会が挙行され

報告、小野準備委員長が、議長となつて、要綱（相約）審議、役員選挙、運動計画及び大会宣言の審議を行い、委員長には選舉管理委員長の小峯徳治氏、副委員長には婦人団体の別生ヤス氏及び青年委員会の藤川孝男氏、常務委員には各階層から十七名を選出、裏面所載のようないふ大会宣言を拍手裡に行い、午後四時、結成大会の幕を閉じた。

公明選舉特集

發行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼發行人
石井重治
印 刷 人
石橋貞吉
定價一部三圓

自覺の一票 自立の一歩

選挙の手引

り、国民審査の投票用紙に衆議院議員の候補者の氏名を書いたりしたもののは、何れも無効となりますから御注意願います。

所まで来なければ出
ない訳で本人の代りに
来て投票すると言う
味ではありません。

最高裁判所裁判官正審査
九月二十一日より
九月三十日まで
九月十日より
県教育委員会委員

教育委員の選挙

つて選舉される。

望ましい教育委員

(1) 投票時間 投票日の午前七時から午後六時まで。
(2) 投票の方法 投票日には、有権者の皆さんが御自身で投票所に行つて投票しなければなりません。
投票所にお出でになる時は、必ず「入場券」を御持参願います。
そして投票なさる場合、

順序としては、皆様が入場券をお持ちになり、受付係、名簿対照係を経て投票用紙交付係で「入場券」と引換えに「衆議院議員の投票用紙」と「裁判官国民審査の投票用紙引換券」を受取り、「衆議院議員の投票をすませ」に次に「裁判官国民審査の投票用紙引換券」で「裁判官国民審査の投票用紙」を受取り、その投票用紙で裁判官国民審査の投票をする訳です。誤つて「投票用紙引換券」に候補者の氏名を書いた

(6) 点字投票について
盲人で点字の打てる人は、点字で投票するこ
とが出来ます。

(7) 代理投票について
投票所まで出かけられ
るが、手が不自由であ
るとか、文字を知らな
い為自分で投票の記載
の出来ない人は代理投
票が出来ます。

右に掲げる様な方は、それぞれの事由により事前に不在投票ができますから詳しいことは選管理委員会にお尋ね下さい。不在投票者投票の期間は九月五日より衆議院議員選挙九月三十日まで

選挙を期し最善の努力を傾けて、公明選挙実現のために一大運動を展開して所期の目的を達成しようとするものである。右宣言する。

昭和二十七年九月十一日

小田原市公明選挙運動推進委員会結成大会

10月1日 衆議院議員の選舉
最高裁判所裁判官の国民審査

10月5日 小田原市教育委員の選舉
神奈川県教育委員の選舉

は衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査を、
十月五日には神奈川県教育委員会委員と

(3)投票用紙	は投票用紙と引換えて投票することを忘れてはなりません。
衆議院議員	黒色刷
最高裁判所裁判官	青色刷
小田原市教育委員会委員	赤色刷
神奈川県教育委員会委員	黒色刷
(4) 同時選舉の為投票を二回して戴くことになります。	△
十月一日の衆議院議員及び最高裁判所裁判官国民審査の投票は、初めに衆議院議員の投票をし、終	

(5) 投票は衆議員議員、県
市教育委員会委員の選
舉については、各々候
補者一人を記載します
裁判官国氏審査につい
ては投票用紙に五名の
裁判官の名が印刷して
ありますから、やめさ
せた方がよいと思う裁
判官についてはその氏
名の上の欄に「×」印

選挙当日、次のような事情によつて自ら投票所に行くことのできない方は投票日前に不在者投票を行うことができます。

①船員、鉄道従業員などで投票日は自分の属する投票所の市の区域外で仕事を従事中の人が

②看病、法事その他やむを得ない用務で、自分が属する投票所の市域外に旅行又は滞在中の人。

③監獄、少年院に收容中の人。

④病気、負傷、妊娠などのため歩くことの困難な人。

右何れも毎日午前八時三十分から午後五時までに限ります。

市選挙管理委員会は市役所二階衛生課となり、で執務しております。

県の教育委員半数(三名)が改選と同時に、今回新たに設置される市の教育委員四名の選挙が行われる。

教育委員会は、地方公共団体の教育行政の最高責任者を担うものであるから、その地方公共団体内の適任者を選出する必要がある。つまり教育委員会は、教育行政に関する地方住民の代表者としての委員によつて組織され、会議によつてその地域の教育行政の万般について方策を樹て、これを執行するもの

であるが、実際に教育行政事務を執行するについては教育行政の専門家である教育長以下がこれにあたることになつてゐるので、教育委員は必ずしも専門的知識経験を必要とせず、高い人格識見と公正な判断力を備えた人であつて教育に対し深い関心を有する人であることが望ましい。

日の衆議院議員の総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官の国民審査であります。この国民審査は、司法権の独立によつて停年の七十才までその身分と地位を保証される最高裁判所裁判官について

民國の選任された各
村唯一郎、入江俊郎、田中耕太郎、本村善太郎及び小林俊三の五人であります。これらの裁判官の経歴については新聞又は審査公報等を御参考下さい。

最高裁判所裁判官の 國民審査

半官は全部で十四人であります
が今度、適不適をきめるのは其
後の更迭があつて選任された谷
村唯一郎、入江俊郎、田中耕太
郎、本村善太郎及び小林俊三の
五人であります